○文化庁告示第十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十四年一月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十四年二月十六日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区九段北一丁目十二番十一号　数研出版株式会社（代表取締役社長　星野泰也）

三　利用方法　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　一八八、二五一円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物					利用方法及び補償金の額		
題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）			利用方法（複製、譲渡、翻訳）		補償金の額（単位：円）
		大学名	年度	学部等	問題番号	教材種別	教材名	
不明	不明	関西学院大学	2010	文・教育・理工	Ⅲ	出版用教材	入試長文読解シリーズ(2)Take Pleasure in Your English Reading	46,945
不明	不明	国学院大学	2010		1	出版用教材	入試長文読解シリーズ(1)Take Up English Reading	47,102
不明	不明	名城大学	2010	経営・経済	1	出版用教材	入試長文読解シリーズ(1)Take Up English Reading	47,102
不明	不明	東海大学	2010	文・情報理工・情報通信・産業工・海洋・生物理工・農・体育・健康科学	1	出版用教材	入試長文読解シリーズ(1)Take Up English Reading	47,102
合計								188,251

○文化庁告示第十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十四年一月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十四年二月十六日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　岡山県岡山市北区南方三丁目七番十七号　株式会社ぐネッセコーポレーション（代表取締役社長　福島保）

三　利用方法

①　通信教育用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

②　WEB用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。

③　通信教育用CD教材（別表参照）において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　六八、三〇七円

（別表）

利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物					利用方法及び補償金の額	
題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）			利用方法（複製・譲渡・翻訳）	補償金の額（単位：円）
		大学名	年度	方式等	問題番号	教材名	
不明	不明	京都大学	2011	前期	3－1	高1エンカレッジ2	2,100
不明	不明	神戸大学	2010	前期	4	高1エンカレッジ3	2,100